

SDGs 企業推進事業補助金募集要領

【募集について】

1 目的

持続可能な若狭町の構築を目指し、地域課題の解決に取り組む企業等に対し活動に必要な経費を支援することにより、社会課題の解決に好循環を生み出す。

2 補助対象者

- (1) ふくい SDGs パートナー登録制度に登録されていること。
- (2) 町内に店舗、工場、事業所、事務所等を有し、又は儲けようとする民間事業者等であること。
- (3) 関係する法令等に違反していないこと。
- (4) 企業の場合は、町税の滞納をしていないこと。

3 補助対象経費

- (1) 持続可能な地域づくりにつながる新たな地域環境の創出に必要な経費。
- (2) 若狭町の里山里海湖の資源を利活用し、地域振興につながる新たな生業の創出及びブランドづくりに必要な経費。
- (3) 一次産品（農林水産物等）の高付加価値化及び新商品開発に必要な経費。
- (4) 町内における里山里海湖環境の保全又は情報発信等に関する取組みに必要な経費。
ただし、上記費用にかかる消費税等は、補助対象経費から除く。
また、企業の設備投資の側面が強い事業については補助対象外とさせていただく可能性があります。

4 補助率・補助金額

補助率 : 補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満端数切捨て）

補助上限額 : 15万円

補助件数 : 10件

5 その他

補助事業者には、町からの要請により町内イベント等で補助事業について発表を行ってもらうことがあります。

【事業スケジュール】

時期	手続等	
<p>【応募・申請】</p> <p>令和7年7月1日受付開始</p> <p>随時</p>	<p>①応募書類の提出</p> <p>②書類審査</p> <p>③交付決定</p>	<p>申請者⇒観光まちづくり課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募書類を作成し、観光まちづくり課へ提出 <p>観光まちづくり課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光まちづくり課にて書類確認・審査 <p>観光まちづくり課⇒申請者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採択された事業者に交付決定
<p>【事業実施】</p> <p>令和8年2月</p>	<p>④事業実施</p> <p>⑤実績報告書提出</p>	<p>補助事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付決定後事業実施 ・必要に応じて事業変更申請 <p>補助事業者⇒観光まちづくり課</p>
<p>【実績報告・支払い】</p> <p>⑤実績報告書提出後～</p> <p>3月末日まで</p>	<p>⑥完了検査</p> <p>⑦額の確定</p> <p>⑧補助金請求</p> <p>⑨補助金支払い</p>	<p>観光まちづくり課</p> <p>書類検査、現場検査</p> <p>観光まちづくり課⇒補助事業者</p> <p>補助事業者⇒観光まちづくり課</p> <p>観光まちづくり課⇒補助事業者</p>

【応募手続き】

1 応募書類

- ①交付申請書（様式1号）
- ②事業計画書（様式1号別紙1）
- ③事業収支予算書（様式1号別紙2）
- ④町税納税証明書（同意書提出で観光まちづくり課にて取得）
- ⑤登記事項証明書の写し（企業の場合、申請年度に若狭町競争入札参加資格を有している場合は省略可）
- ⑥その他事業を説明する資料

2 提出先・提出方法

提出先：若狭町役場観光まちづくり課

提出方法：提出書類を持参又は電子データで提出

kanmachi@town.fukui-wakasa.lg.jp

3 注意事項

予算上限に達した場合、交付額の減額や不交付の場合がありますのでご理解ください。